

掲示期間 12.14-12.23

新潟市公告第 596 号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

なお、同計画は次の場所に備えて置いて閲覧に供する。

平成 30 年 12 月 14 日

新潟市長 中 原 八 一

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

農林水産部 農林政策課 (新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1)

西区役所 農政商工課 (新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号)